



日中一時支援とは？



日中における活動の場の確保や、ご家族の休息等を目的とし支援いたします。医療的ケアにも対応いたします。入浴も対応いたします。

ご利用対象者様

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・知的障害と判定された方
- ・発達に障害があると診断された方



★訪問看護ステーション虹のご利用者様に限らせて頂きます。

ご利用までの流れ



- ①お住まいの市役所にて、日中一時支援利用登録申請をお願いします。
- ②市役所より聞きとり調査等があります。
- ③市役所から支給決定・受給者証が発行されます。
- ④利用契約を交わし、ご利用日・時間など話し合います。
- ⑤ご利用開始となります。



※送迎サービスは実施しておりません。ご家族で送迎をお願い致します。

